

建設残土処理場の使用について

1. 公共残土(県・町が発注する工事に於いて発生する残土)を主体に搬入する。

2. 搬入手続

①搬入申請

- ア、美咲町建設課に「建設発生土処理・搬出申請書」を提出し、申請を行うこと。
- イ、下請業者が使用の場合は「下請負契約書」等、下請の分かる書類を添付すること。
- ウ、搬入場所については建設課と協議をすること。
- エ、休日に使用する場合は、事前に建設課へ連絡をすること。
※原則工事の繁忙期のみ使用すること。

②使用時の取り扱い

- ア、利用時間は8:30~17:15。
- イ、建設課にて鍵を管理。

※貸し出し場所

月 ~ 金	建設課
土・日・祝	宿直室

- ウ、複数業者で使用する場合は、十分調整し責任者を決めて、申請期間中の管理をすること。
※建設課へ責任者を報告すること。

③その他

- ア、作業が完了したら、「建設発生土処理・搬出終了届」を提出すること。
- イ、計画より大幅な変更がある場合は、「建設発生土処理・搬出申請変更届」を提出すること。
- ウ、作業完了後は、残土処理場の状況を建設課と確認すること。

3. 使用時の注意事項

- ア、道路等の清掃は使用業者が責任をもって行うこと。
- イ、残土処理場への出入には十分注意を払うこと。
- ウ、使用車両には工事名を掲示すること。
- エ、地元からの苦情が出ないように十分、注意をすること。
- オ、残土処理場の管理は各自で責任を持って行うこと。
- カ、使用を複数業者で行う場合は、責任者の指示に従い協力し合って管理を行うこと。

4. 残土処理場内の搬入土砂の取扱い

※各地区で発生する残土を基本に搬入

- ア、山積にしないよう搬入業者により随時敷均しを行うこと。
- イ、敷均し時、排水経路を建設課と協議し敷均しを行うこと。

5. 残土処理場内の搬出土砂の取扱い

- ア、穴が空かないよう搬出作業を行うこと。
- イ、建設課と場所の事前協議を行い、作業が完了したら最終確認を受けること。

6. ホコリ対策

使用期間中は使用業者において、散水等で対応すること。

7. その他注意事項

- ア、盛土時（敷均し）に於いて前面土羽より3m残し盛り立てる敷均しを行うこと。
- イ、盛土高（敷均し）H=5mごと前面土羽を仕上げること。（経費別途）
- ウ、法面排水はH=5mごと施行すること。（経費別途）
- エ、災害時の対策を十分考慮して敷均しを行うこと。

※ 特記

- ア、定めのない事項については、建設課の指示に従うこと。
- イ、事故又は、産業廃棄物の不法投棄等、残土処理場内でトラブルがあれば建設課へ早急に報告すること。
- ウ、産業廃棄物が搬入された事が判明した場合は、司法に於いて解決をする。

問合せ先

美咲町建設課

Tel 0868-66-2874